情報通信審議会 電気通信事業政策部会

ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会 (第9回)

議事録

1 日 時: 平成24年8月9日(木) 10時~12時

2 場 所: 総務省 第1会議室

3 出席者:

(1)委員

山内主查、酒井主查代理、舟田委員、清原委員、関口委員、吉川委員

(2) 総務省

安藤電気通信事業部長、安藤総務課長、吉田事業政策課長、二宮料金サービス課長、 大童事業政策課企画官、富岡事業政策課統括補佐、石谷事業政策課課長補佐、東事 業政策課課長補佐、内藤料金サービス課課長補佐、中村料金サービス課課長補佐

4 模 様:

山内主査) 本日は、お忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。 定刻となりましたので、情報通信審議会 電気通信事業政策部会ブロードバンド普及促 進のための競争政策委員会の第9回会合を開催いたします。

審議に先立ち、恐縮でございますけれども、総務省におかれましては人事異動があったほか、また、初めてご参加される方もいらっしゃいますので、一言ご紹介とごあいさったよろしくお願いいたします。

<事務局より異動者等あいさつ>

山内主査) それでは、審議に入りたいと思います。

本委員会におきましては、第8回会合に至るまで「ブロードバンド普及促進のための 競争政策の在り方について」、これをご議論いただいたわけでございます。その内容を 踏まえまして、昨年12月20日開催の情報通信審議会電気通信事業政策部会におきま して、総務大臣への答申が行われたところでございます。

本日の委員会でございますけれども、この答申において2012年以降も、当委員会

を存置した上で、適切なタイミングで公正競争レビュー制度に基づく検証の結果等について調査審議するとともに、将来新たに課題が生じた場合には、適時適切に検討を行うことが必要であるとされていたわけでございます。そこで、答申以降の取組状況について調査審議するということで、今日の開催に至ったものでございます。

加えまして、本年2月にNTTグループの各事業会社が料金関係の業務をNTTファイナンスに移管するということが公表されまして、これが既に7月から実施されているところでございます。本件につきまして、当委員会などオープンな場での議論が必要であるという意見が寄せられましたので、こういったところを踏まえまして、私、主査といたしまして、本日の議題の1つとすることにさせていただいたところであります。

したがいまして、本日の委員会では、事務局からこれらの内容についてご説明いただきまして、その後、自由な討論を行ってまいりたいと思います。本日も活発な意見交換をお願いしたいと思います。

それでは、早速でございますけれども、事務局から資料の説明をお願いしたいと思います。

なお、本日の委員会は公開で開催しておりますけれども、資料の一部につきましては 委員限りというところがございます。この点について、ご発言の際にご配慮いただけれ ばと思います。それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

<事務局より資料9-1~資料9-6について説明>

山内主査) どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました内容について、ご意見等ございましたら挙 手の上、ご発言願いたいと思います。特にこの問題と区切らずに、全体について伺いま すので、どなたでも結構でございます。ご発言あればよろしくお願いいたします。いか がでしょうか。

酒井主査代理) よろしいですか。

山内主査)はい。

酒井主査代理) ちょっと細かいことでローミングの話なのですが、もともとローミング そのものは、あまりローミングを認めると、本来、帯域を割り当てられた業者が自分で ちゃんとやらないので、まずいと言う方もいます。110番、119番につきましては、

もちろん緊急時なのでやむを得ない点があると思いますが、ある程度、例えば警察とか、 110番、119番のところで接続ポイントがそんなにとれないといった形でそういっ た場合に限定するようにしているのか、そうではなくて、これは緊急だから全部認めて、 何とかしようという方向になっているのか、このあたりを教えていただければと思いま す。

富岡事業政策課統括補佐) 緊急通報ローミングに関する検討ですが、現在、電気通信事業者協会の検討会で検討しているところでして、現状では、実現に当たってどういう課題があるのかというところの洗い出しをしているところですが、全体としては110番、あるいは119番、もう一つ118番というのも緊急通報がございますけれども、それらについて、すべて携帯でローミングができるようにするということを念頭に検討はしております。

ただ、やはり審議会のときでも挙げられておりましたけれども、呼び返しといったものがきちんとできるのか、そういったことが課題として上がってきているといった状況でございます。

酒井主査代理) わかりました。

山内主査) よろしいですか。

酒井主査代理) 結構です。

山内主査) ほかにいかがでしょう。

舟田委員) この委員会の任務はフォローアップということで、もともとは「光の道」ということで議論が始まったわけですね。そのときには整備率が90で、利用率が70とか、何かそういう話をして、10と30という議論から出発して、そして、さらに利用を高度化するためにどうしたらいいかということで、競争によるのが一番正道であるという筋になったと思いますけども、今日の公正競争レビュー制度、資料9-2の2ページにブロードバンド普及状況に関する検証とあって、3年前の10%、30%というのは基盤整備率、超高速ブロードバンド、たしかこれが残り10と言われたものではないか。あるいは基盤利用率は70と聞いたような覚えがあったんですけど、当時のやつがどれに相当するのかわからない。

山内主査) 60じゃなかったですか。

舟田委員) 60だったですか、ああ、そうですか。

富岡事業政策課統括補佐) 30だったと思います。90と30。

舟田委員) 90と30。

山内主査) 90と30でしたっけ。

舟田委員) ああ、そうでしたか。記憶というのは随分あいまいなもんで。ともかく、あれから二、三年たって、全体として整備なり、利用が着実に進んでいるというふうに見るのかどうかということ。これは、先ほどご説明いただいたのかもしれませんけど、まず、その辺からちょっと教えていただければと思います。

富岡事業政策課統括補佐) ちょうど「光の道」構想を議論していたころは、基盤整備率が約90%、基盤利用率が30%超といった数字を事務局のほうからも示していたかと思いますけども、あのときにはFTTHというものを中心に、ある意味象徴的な数字ということでうたっておりました。今回、超高速ブロードバンドという概念で整理したときには、FTTHに加えて、下り30メガ以上のCATVインターネットなども加えているということもありまして、それで若干、その当時の議論のときよりは数字が高く出ているというところはあると思います。

ただし、ごらんのとおり、1年強の比較ではありますが、基盤整備率、基盤利用率に しても、伸びていることは間違いないところであります。他方、この伸びがほんとうに 十分なのかという点はあると思います。

この点について、例えば基盤利用率のところも、固定系と移動系を分けた上で考えておりますけども、やはり移動系というものをどう見ていくのかというのが1つ論点になり得るのかなとは思っています。最近、FTTHの加入数も伸び悩んでいるというような報道もされていますけども、やはりどうも固定回線は家に要らない、スマホがあればそれでいいといったように、無線・ワイヤレスの分野の影響力・プレゼンスが大きくなっている状況はあると思います。

この公正競争レビューを進めていく上で、そのモバイルの部分の数字をどういうふうに整理していくかというのも1つの課題であると思っております。現在、電気通信事業報告規則というものがございまして、これに基づいて総務省としてデータを集計するということをやっているのですが、モバイルの部分のデータについて、それで十分なのかというところがございます。

今年、競争評価で移動系データ通信について初めて評価を行う中で、アンケート調査 ということでやってきたわけですけども、やはり、このままでは、モバイルの部分の評 価というのが、なかなか現実にできないのではないかという問題意識を持っているとこ ろです。

いずれにしましても、そういったところを踏まえて、固定と移動、両方を見ながらブロードバンドの普及促進ということについて考えていく必要があるのかなと思っています。

舟田委員) ありがとうございました。確かに下り30Mbps以上のCATVというも のを考えるべき、それを加えたというのと、それからモバイルを考慮に入れるということで、若干新しい視点が入ったと思います。

次に、「光の道」を推進するには競争を促進するんだということで、今思い出しているんですけども、構造分離かどうかを議論して、いや、機能分離でいきましょうということになった。機能分離というのは、具体的には答申ではファイアウォールということになったわけです。電気通信事業法を改正して、NTT東西については単に禁止行為で情報の流用禁止にとどまらず、社内でのファイアウォールシステムとしてきちんと整理することが望まれるということにしたと思います。

皆さんもよくご存じでしょうけども、昨今の三大証券のファイアウォールがいかにも るいものであったかということについて、毎日報道に接している私どもとしては、せっ かくファイアウォールをNTTにつくっていただいたのに、それがどうなっているのか というのは気になるわけで、今日の取組状況の趣旨に合うかどうかわかりませんけども、 今日の報告の中でそういうことがあれば教えていただきたいと思います。

石谷事業政策課課長補佐) NTT東西の機能分離ということに関しましては、昨年、法律が改正されまして、実際、昨年の11月30日までに省令等を整備しまして、法律を施行したところでございます。禁止行為につきましては、毎年、その実施状況の報告というものを受けておりまして、今回、6月末に受けさせていただいて、そこで機能分離についても実際しっかりやっているという形で報告を受けているところでございます。

この禁止状況の報告を受けまして、本年7月速やかに我々のウェブサイトのほうに報告書をアップさせていただきまして、いろいろなところから検証できるように措置を講じているところでございます。

山内主査) よろしいですか。

関口委員) 素朴な質問。

山内主査) どうぞ。

関口委員) 先ほど富岡さんのほうから移動系の説明をいただいた9-2の2ページのと

ころなんですが、移動系の場合はオフロードで移動系だけで完結していないですよね。 そのオフロードのデータというのはどっちに入るんですか。

東事業政策課課長補佐) オフロードはデータの流れとしてとらえるような形になるかと 思うんですが、実際、ブロードバンドについては契約数という形でとっています。事業 者のアクセスラインというところに着目した形での数値をとっていますので、そこの部 分について、固定系のラインを使っているのであれば固定として、移動系のラインを使 っているときは移動として、それぞれ契約数としてカウントさせていただいているとい う状況になっております。

関口委員) ありがとうございます。

山内主査) そのほかいかがでしょう。はい。

吉川委員) 私からは、モバイルについて2点ほど指摘させていただきたいんですが、まずMVNOのガイドラインなんかにも関係しますけれども、今回、MNOとMVNOとの関係で言えば、MNOは新しく900メガヘルツ、あるいは700メガヘルツの周波数をもらったところがあるんですが、免許の付与条件としてMVNOの開放というんでしょうか、オープン化を進めると。各社かなりアピールしてMVNO貸し出しを進めると言っているんですが、どれくらいオープンになっているかというのは引き続きウオッチしていただきたいのとともに、接続型なのか卸型なのかというのも、できればちょっと見ていったほうがいいかなと。

何を言いたいかというと、MNOに投資インセンティブを持たせながらMVNOのオープン化を進めるということになると、多分、究極の姿は卸型になるのかなと。つまり、各社、複数のMNOがあって、複数のMVNOがあって、MNOも最もいい条件で貸したがる、MVNOも最もいい条件で借りたがる、こういう状況を今後つくっていかないといけないんじゃないかなと。

日本の今のMNOとMVNOの関係というのは、貸し手は極めて限られている。実質、NTTドコモとUQ WiMAXとイー・アクセスなのかなと。MVNOはいっぱいあるんですけど、将来、例えば通信方式もLTEになっていった場合に、みんなが貸したがるような状況をつくっていくのが実はブロードバンドの普及競争でも極めて重要なのかなと。海外を見ていると、MNOもある種、ホールセールを一種のビジネスにして一生懸命貸し出しているという例なんかがヨーロッパはかなり多いのかなということで、これを今後見ていかないといけないのかなと。免許の付与条件とあわせて、ウオッチが

必要なのかなと思っております。

それから、もう1点ありまして、ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度で料金も見ていくというのが資料9-2の1にあります背景・趣旨に記載されています。料金の低廉化とか市場シェア等の動向を見ていきますということなんですが、その料金の低廉化をどう見ていくかで、一つは毎年6月ごろ出されている内外価格差がポイントになるかなと思っているんです。今年、まだ発表はされていなかったと記憶していますが、携帯電話については去年までの内外価格差というのは、基本的にはポストペイドで比較しているんですね。ポストペイドのモデルプランを各国の代表的なキャリアを取り上げて調べていくということなんですが、よくよく考えるとプリペイドがすっぽり抜けていまして、料金の支払い方の多様性も今後反映していく必要性があるのかなと。

ちなみに I T U のデータを調べてみると、日本は 2 0 1 0 年でプリペイド比率 1. 0%、イギリスが 5 1. 3%、ドイツが 5 7. 6%、フランスが 2 6. 6%、アメリカが 2 2%ということで、料金体系の多様化もいろいろ進めていく必要があるのかなと。日本の場合、平成 1 7年に携帯電話の不正利用防止法が入った関係で、本人確認の義務づけが非常に厳しくなって、実質的にそこを境にプリペイドのほうが非常に減ってしまっているんですけども、多分、今後はタブレットとかM 2 M とか、いろんなものが入ってきた場合に、プリペイド市場を活性化する必要があり、場合によっては携帯電話不正利用防止法の運用の仕方も含めて、料金の多様化を促すことも考えていかないといけないのかなと思っております。

以上、2点です

山内主査) 今の事務局、何かございます。

富岡事業政策課統括補佐) まず、1点目のMVNOへの開放の関係ですが、今回、900MHz帯や700MHz帯の新規割当てを行っておりまして、LTEに使われる周波数帯について新たに事業を始めるということになると、電気通信事業法の枠組みでも変更登録というものが必要になってきます。その際、すなわちLTE関係の周波数に係る変更登録を行う際には、変更登録の際の条件として、MVNOへの開放ということと半期ごとの状況の報告、そういった条件を付しております。

このように、オープン化を進めるということと、オープン化の状況をきちんと検証できるようにするという取組を進めておりますが、MVNOについても、先ほどお話しした電気通信事業報告規則の中でどういうふうにデータをとっていくかというところも1

つの論点であると思いますので、その点の検討は深めていきたいと考えています。

料金の面につきましては、資料の9-6に暫定検証結果の中身がございますけれども、14ページ以降に主なブロードバンドサービスの利用者料金の推移ということでつけております。これは、基本的には競争評価で整理したものをこちらの暫定検証でも使用しているというものですが、FTTH、ADSL、CATVインターネットの料金を出しているということになっております。

先ほどもお話ししましたとおり、この検証、公正競争レビュー制度の中でモバイルというものをどう考えていくか、あるいはどういうふうに適正に検証していくかということが重要だと思っておりますので、料金の部分についてもどのようにしていくかということを、ご指摘を踏まえながら検討してまいりたいと思います。

内藤料金サービス課課長補佐) 若干補足ですけれども、内外価格調査については、今年 についてはまだ公表していないのですが、こちらにつきましては日本における利用実態 に合わせて一般的と考えられる利用者の利用実態、月にどのぐらいの音声通話をして、 何ギガバイトのデータ通信をするかといったモデルを設定して、当該モデルに基づいて 最も割安となる各国の料金プランを比較して、実際にどのぐらい支払うことになるのか というのを算出しております。

こうした形ですので、プリペイド、ポストペイドというものも、もちろん前提として 提供されていなければ比較できないということでございますけども、あるもので安いも のという形で、日本の利用者の観点に立った比較ができるという観点でまとめておりま す。

それと、今後、プリペイドも含めてどういう多様化をしていくのかという部分については、公正競争レビューの包括的検証という中で検討を進めていくこともあろうかと思っております。

山内主査)よろしいですか。ほかにいかがでしょう。

関口委員) はい。

山内主査) どうぞ。

関口委員) 隣の吉川さんからモバイルが出ましたので、一緒にモバイルの話をちょっと 違う視点からしていきます。

資料9-1の10ページで第二種指定電気通信設備制度の見直しで閾値を10%にす

るということをご紹介いただきました。この閾値の見直しというのは、そもそもMNO 同士での接続料金の格差が大きかったということからスタートしたわけですね。この閾値の見直し前から、各社さんとも、実は第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドラインに従っていると言い張って、料金のトレーサビリティーが全然確保できてないといって場外乱闘みたいなことがあったわけですね。その点で、この制度の閾値の見直しによって、少なくとも土俵は同じ中で競争していただくことになったわけですが、ガイドラインについてもう一段再整理していただく必要もあろうかと思うんです。

これは、MNO対応、設備事業者同士の接続料の問題と、もう一つは先ほどから話のあったMVNOとMNOとの料金の問題がありますから、そこは一度、各事業者がある程度追跡可能なような正確なガイドラインにしていただくのが必要だろうと思っているんです。固定系の場合には、そういった努力が随分早くからなされていて、この点の精緻化については二種が少しおくれをとっているところがありますので、ここら辺でキャッチアップをと願っております。

中村料金サービス課課長補佐) ご指摘の件は携帯電話接続料について、一段の透明性の 確保や適正性の確保が必要だというお話かと思いますけれども、ご指摘のとおり携帯電 話接続料の算定をめぐって事業者間で見解の相違があるような事態が存在しているとこ ろでございます。

もともと、先ほどご指摘のあった二種指定のガイドラインは、平成21年度の答申、いわゆる接続ルール答申において、まずは基本的な枠組みを示して、その後、必要な範囲で漸進的に精緻化を進めていくことが適当、とされたことを契機として策定された、そういった性格のものですので、当然、先生のご指摘のとおり、必要に応じて、透明性や適正性を高めるために、二種指定ガイドラインの正確性向上、精緻化を一層進めていくことが必要と考えております。

また、今般いただいた平成23年度の情報通信審議会の答申、ブロードバンド答申ですけれども、その中においても二種指定のガイドラインについて、その適正性について検証していく、そういったことが指摘されておりますので、それも踏まえて必要に応じて見直しを図ってまいりたいと考えております。

山内主査) よろしいですか。

関口委員) はい。

山内主査) そのほか何か。

清原委員) 1つは、9-2の先ほどのブロードバンドの普及状況に関する検証というところについてです。先ほども幾つかご指摘はあったのですが、やはりスマホが普及して、多くの人たちが家では夜になるとオフロードでネットにつないで、というようになってきており、利用の形態が今までの固定と移動体とできれいに分かれていたものが、かなり流動的になってきているのではないか、ということです。外では移動体で、家ではオフロードを使ってというような人が増えてくると、普及状況に関する検証の市場全体の見方というのが、今どうこうしてほしいというわけではないですが、現状に即したものにウオッチの仕方も考えていく必要があるのかなという印象を持ちました。特に3ページで、FTTH、ADSL、CATVという枠組みだけを見たときに、そういう市場シェアの見方、あるいはデータの取り方が今後も同じでよいのかどうか、という気はいたしました。

もう一つは9-1について、6ページのところです。手続の電子化という話があって、「総務省において地方公共団体における申請等の電子化や書類の様式の標準化等について促すとともに、改善要望を集約し」ということがいろいろ書かれていまして、先ほど、「今は事業者からの改善要望を集約する段階で」というご説明がありました。しかし、この前段の電子化の話のところは、特に今回説明はなかったですね。この点について何か、その後進めていることがあれば教えて頂きたいと思いました。

富岡事業政策課統括補佐) まず1点目の公正競争レビュー制度でのデータの取り方、あるいは分析の仕方ということで、ご指摘のとおり、やはり固定とモバイルとの融合といいますか、相関関係といいますか、その点を踏まえてどう検証していくかということは大きな課題であると思っております。したがって、今回は暫定検証でありますけども、そういった視点も含めて、今後より適切な検証ができるような方法を考えていきたいと思っております。

2点目ですけども、電柱・管路の関係で自治体における申請等の電子化ということについては、あまりこれといった進展はないというのが正直なところでございます。電子政府・電子自治体の推進というのは難しいテーマではあるのですが、今後できる限りのことをやっていきたいと思います。当然、我々自身ができるという部分は、特に電子自治体の場合、かなり限られているところはあると思うのですけども、一歩でも推進するような取組を進めていきたいと思います。

山内主査) よろしいですか。ほかにいかがでしょう。

舟田委員) 向かい側がモバイルのことを話して、またFTTHに戻りますけれども、このようにNTT東西のFTTHの状況があまり変わらない、若干シェアが上がったぐらいということのお話がありました。それをどう見るかということなんですけども、今は平成24年ですが、ちょうど10年前、平成14年に東京電力が本体参入でFTTH100メガビットに参入しました。このサービスは、ISPが設定する利用料金として、ISPがユーザーからまず取るということのようで、ISPのユーザー向けの利用料金、月額1万円以下ということで、NTTはそれを見て驚いて、何とか先に光ファイバ市場でシェアをとらなければいけないと、若干無理をして独禁法違反ということになった。NTT東の私的独占事件、2年前、平成22年に最高裁判決が出て違法になったわけですけども、何を言いたいかといいますと、ちょうど10年前はNTT東に対して東京電力とUSEN、2つの自前の競争事業者がいて、NTT東としてもかなり脅威を感じていた状況ということです。

今はどうかと考えてみますと、ご承知のとおり関西においては同じように自前のNTTサービスについての競争がかなり行われているわけですけども、ほかの地域については、そういう設備敷設競争というのがなかなか進んでいないということじゃないかと思います。今日のご報告の中では線路敷設に関して6ページ以下ですか、やっていますということだったので、特に電柱・管路については、私は前も言いましたけど、まだこういうことが残っているのかと思いましたけども、ほかに光の屋内配線の開放とか、いろいろ難しい問題もあるようですから、それも含めて、ぜひ積極的に行って、設備競争というのは随分あり得ると思いますので、進めていただきたいと思います。

前も言ったかもしれませんけど、私のマンションはNTT東の他にMDFまでKDD I さんとUSEN、2社が来ています。そういうふうにMDFまで競争が来ているというのがかなりあるんではないかなと思いますけども、そういう状況を促進するようなことをぜひしていただきたいというのが1つです。

それから、FTTHの利用促進、一番強いのはやはり料金が下がることなんですけども、これはどうなっていましたでしょうか。先ほどの資料9-6に利用者料金の推移がありますが、一戸建てについてはあまり下がっていないというのが私の直感なんですけれども、ビルについてはビル内のユーザーが増えると何人分かにつれて安くなるというのがあるんじゃないかと思いますが、その辺の料金が十分下がっているかということについてはどうなんでしょうか。

同時に、非常にラフな話ですけれども、NTT東西の光サービスの収支が改善したというふうな報道もちょっと聞いているものですから、FTTHのシェアが非常に高い状況のもとで黒字化する。そうすると、当然、料金は高止まりしていないかということが気になるわけで、その辺の状況を教えていただければと思います。

富岡事業政策課統括補佐) まず1点目の設備競争の部分について。サービス競争の場合、ネットワークのオープン化など、促進するためのツールというものが比較的はっきりしているのですが、設備競争の促進のためのツールというのは、正直難しいところはあると思います。ただし、現在、電気通信事業者から道路占用許可の手続などについての改善要望を聞いているということで、ほんとうに細々した地道な話になるのかもしれないですけども、そういったところから始めて、少しでも円滑に設備が設置できるような環境をつくっていくことが必要だと思っています。

FTTHの料金の部分については、先ほどの資料9-6のとおり、先生のご指摘ありましたこのグラフのとおりでして、確かにFTTHの料金は近年、同水準で推移しているというふうに今回評価しておりますので、これをどうするか、あるいはどう考えるかという点はあるとは思います。基本的に、競争を促進していくということの成果が具体的には料金の低廉化となり、利用者に還元されるということと考えておりますので、やはり公正競争レビュー制度を通じて競争をどう見るかという中で、シェアや料金といったものを組み合わせて、ほんとうに競争がきちんとできているのかどうかというところを分析していかないといけないなとは考えております。

東事業政策課課長補佐) 料金面の方についてちょっと補足させていただきますと、本年度の競争評価2011案では、特にFTTHにつきましては、舟田先生もご存じかと思いますが、今回、価格コムという指標を使って、各都道府県の平均的なといいますか、料金水準というのをISPもセットという形でありますが、示させていただいておりまして、やはり今回、こういう形でデータをとることによって地域的な特性なり、例えばどういう事業者がどれぐらい出てきているのかという部分が地域的な視点で見ることができましたので、そういう地域特性も踏まえた形で、各事業者がどういう動向をしているのか、どういうサービスを具体的に提供しているのかというのがある程度見えてきた部分がありますので、そこの部分を含めて、これから時系列的にとらえた上で分析できればと考えています。

そういう中で料金の推移、低廉化しているのかという点も含めて、来年度以降も掘り

下げてやっていきたいと考えております。

山内主査) よろしいですか。

舟田委員) はい。

山内主査)ありがとうございました。ほかにいかがでしょう。どうぞ。

吉川委員) 資料9-3のNTTグループの料金業務の移管についてですけれども、競争 事業者がこういうふうに懸念を表明されるというのは理解しました。ただ、規制の在り 方として、これはいわゆる事が起こる前の規制ですから行政指導が伴う事前規制という ことになると思うんですが、なるべく事後規制でいきましょうという世の中の流れに対 して、こういう規制の在り方がいいのかどうか。多分、同じようなことが今後も起こる と思うんです。

つまり、国内市場がこれだけもう伸びがない中で、企業が一種のシェアードサービス会社、今回はビリングの会社ですけれども、例えば機器メンテナンスの会社を各社持たないで統合してつくる、宅内のIT機器のメンテナンスとか一切引き受けますとか、いろんな事業が多分起こり得ると思うんです。その場合に、こういった行政指導型でお願いしていくのがいいのかどうか。

懸念されているのはモバイルと固定をバンドルして、NTT ファイナンスという会社を媒介として割引サービスされたら困るとか、そういうことだと思うのですけども、そんなのシェア7割超える会社と50%近い会社がバンドルしたら、まず独禁法でひっかかりそうな気もしますので、事後でも大丈夫なように思えるんですが、こういった規制の仕方がいいのかどうか。それから、第三者への債権譲渡ですけど、これはユニバーサルサービスとの関係で書かれていらっしゃいますが、ということはNTT東西の料金を今もクレジットカードで払っている人の場合は、もし期日どおりに支払わない人に対しては延滞金利がつくわけですが、ユニバーサルサービス責務関係の要請事項はNTTファイナンスに債権譲渡しなくても起こり得ることだと思うんです。こういうことについて指導するのがいいのかどうか。私も答えはないんですけれども、事後規制という動きの中で、しかも今後も起こり得ることで、その都度、こういう行政指導を出していくべきなのかどうかというのは、ちょっと問題提起はさせていただきたいなと思っています。

山内主査) どうぞ、今の問題で。

清原委員) はい。私も同じようなことを思いまして、確かに必要な情報の公開とか外部 検証性、ニュアンスとしてわかるのですが、ただ、何も起こっていない間に事前規制的 なことをするのに行政指導するのがいいのかなと、非常に不思議に思っていたので、そ の点をもう一度考えたほうがいいんではという吉川先生のご指摘、同じようなことを考 えました。

- 山内主査) ありがとうございました。この件についてほかにどなたか。おっしゃったようになかなか難しい問題で、ここですぐ結論というわけにはいかないと思いますが、どうぞ。
- 舟田委員) 私は事前規制派なのですけども。(笑)事後規制より事前規制のほうがむしろ事業者にとっても負担が少ないというのが私の意見なのです。というのは、事後で、NTTファイナンスが始めましたとして、そこでおそらく訴訟になって独禁法なり、NTT法なり──NTT法を根拠に電気通信事業者が訴えられるかどうかわかりませんけども、差止請求が出てくることが考えられます。本訴に並べて仮処分で差止請求になりますから、それでも仮処分ですと非常に短くて2、3週間なり、1カ月で片がつくから、そっちのほうがいいとも言えるかもしれませんけども、裁判所で1カ月ばたばたやって、裁判所はだめだ、あるいはいい、どっちかしか言えないんではないかなと思うんですね。そうしますと、事後規制にして裁判所にゆだねるよりは、私は事前規制できちんと所管庁が見たほうがいい。

ただ、それについて、NTT東西が事後規制されるのでは困るということであれば、 見切り発車は当然できるわけで、訴訟覚悟でやってもいいとは思いますけどね。

そういう意味で、かなり時間がたったわけですけども、今回のNTTファイナンスの 事業開始自体はやむを得ないのかなというのが私の直感ですけど。

石谷事業政策課課長補佐) 事前規制、事後規制のどちらがよいかについてはいろいろ議 論があると思うところでございます。実際、電気通信事業法も、もともと事前規制であ る許認可行政から、事後規制のほうに移していった経緯というものもございます。

ただ、今回のNTTファイナンスの料金業務の移管ということに関しましては、そもそも我々としまして事前規制的に構造分離措置というものをとっておりまして、これで実際、平成9年にNTT法が改正されてNTT再編がなされたわけでございますけれども、こういった構造分離措置という事前規制的にやっているものを踏まえまして、今回のファイナンスへの料金業務の移管というものが、NTT東西やコム、ドコモのほとんどの料金業務というものを基本的に移管してしまうということ、それに伴いまして料金業務に関する人員等も非常に大きな規模で移管すること、そういったことに鑑みまして、

今回については実施前に要請をさせていただいたところでございます。

もちろん、事前規制、事後規制については議論があるところとは思いますけれども、 今回については、以上を踏まえまして事前に要請をさせていただいたところでございま す。

山内主査) ほかにいかがでしょう。先ほども言いましたように、ここですぐ結論が出る ものでもないし、先ほど吉川委員がおっしゃったように、今回のこの件について問題提 起をされたというような認識で、事務局でいろいろな側面から検討いただければよろし いかと思います。

ほかにいかがでしょうか。もしよろしいようでしたら、今日の議論は、この辺で終了 とさせていただこうと思います。

次回の日程等につきまして、事務局からお願いしたいと思います。よろしくお願いい たします。

- 富岡事業政策課統括補佐) 次回の委員会の開催日程については、現在、未定となっております。また決まり次第、ご連絡させていただきますので、よろしくお願いします。
- 山内主査) それでは、以上で第9回会合を終了とさせていただきます。お忙しい中、皆様ご出席いただきまして、どうもありがとうございました。